

第8回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年8月15日(火)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 2件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 5件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第4号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について (申請件数 5件)
- 議案第5号 農地台帳登録願について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 1件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 9件)

応召委員(13名)

1番	荻野 光徳	2番	乙幡 昇治
3番	峰岸 豊	4番	山田 伸一
5番	比留間 望	6番	宮崎 義憲
7番	比留間孝明	8番	大口 貴司
9番	高橋 文雄	10番	内野 一彦
11番	中村眞由美	12番	川口 広敏
13番	加藤 武		

職務のため出席  
した者(事務局)

事務局長	中村 顕治
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	川島 一利

午後3時57分開会

議長  
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長  
(加藤 武君)

異議なしと認め、2番乙幡昇治委員と8番大口貴司委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、2件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局  
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について2件の申請がございました。

申請番号1番、譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。

申請番号2番、譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。

なお、譲渡人については、申請番号1番、2番とも同一の方です。

以上でございます。

議長  
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8 番  
(大口 貴司君)

本日、午後 1 時 3 0 分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、2 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、①の農地は、栗が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議 長  
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番  
(大口 貴司君)

1 番と 2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長  
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認したいと思っております。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議長  
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局  
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、5件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和元年11月8日に相続し、今回が初めての証明で、適用年月日は令和2年8月19日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成16年11月18日に相続し、前回調査は、令和2年8月17日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成10年12月27日に相続し、前回調査は、令和2年9月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和元年12月1日に相続し、今回が初めての証明で、適用年月日は令和2年9月7日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成16年12月3日に相続し、前回調査は、令和2年7月15日になります。

以上でございます。

議長  
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。  
それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8番  
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ホウレンソウが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①から④の農地は、サトイモ、ネギ、サツマイモ、カボチャ、オクラ、キュウリなどが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ブルーベリーが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①から③の農地は、トマト、ネギ、キウイ、ナス、ミョウガなどが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番  
(大口 貴司君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長  
(加藤 武君)

はい、峰岸委員。

3 番  
(峰岸 豊君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長  
(加藤 武君)

3 番の申請地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい、比留間委員。

7 番  
(比留間孝明君)

4 番と 5 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長  
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和5年2月20日、申請人の父の死亡より、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長  
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8番  
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、適正に管理されており、問題はございませんでした。③と④の農地も、適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく願いします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長  
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、5件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が5件ございました。

御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

申請番号2番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、八王子市の新規就農者でございます。

申請番号3番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける



者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

申請番号4番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、立川市の認定農業者でございます。

申請番号5番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

議 長  
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告させていただきます。

それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8 番  
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま。

申請番号2番の農地でございますが、①から③の農地

は、適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請人については、八王子市の新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請人については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請人については、立川市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま

申請番号5番の農地でございますが、①と②の農地は、適正に管理されており、問題はありませんでした。

申請人については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思

議長  
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺いま

はい、川口委員。

12番  
(川口 広敏君)

2番、3番、5番の申請地につきまして、現地を確認して

議長  
(加藤 武君)

はい、比留間委員。

5番  
(比留間 望君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願

事務局  
(中村 顕治君)

お答えいたします。

この制度は、東京都農業会議が中間で借り上げる制度であり、最終的な管理責任は、東京都農業会議が負うので問

		題はないと考えております。
議 長 (加藤 武君)		他にございませんか。 はい、大口委員。
8 番 (大口 貴司君)		4 番の申請地につきまして、現地を確認しております。 特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます
議 長 (加藤 武君)		他にございませんか。
委 員		なし。
議 長 (加藤 武君)		御意見等ないようですので、議案第 4 号「農地中間管理 事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認し たいと思います。御異議等ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長 (加藤 武君)		ありがとうございました。それでは議案第 4 号についま しては、承認することといたします。 次に、議案第 5 号「農地台帳登録願について」、1 件あ ります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)		それでは御説明いたします。 議案第 5 号、農地台帳登録願について、1 件の申請がござい ました。 本件は、平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日に本総会において決定され た現況農地の認定基準に基づき、要件が満たされていると認め られる土地について、農地として認定するものでございます。 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで ございます。 従前は山林でしたが、令和元年 5 月頃より耕作を開始してお り、認定基準に合致するものと考えております。 以上でございます。

議 長  
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8 番  
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第5号「農地台帳登録願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、柿、ミカン等が栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第5号につきましては、農地台帳への登録はよろしいのではないかと思います。

議 長  
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

1番の申請地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく願いします。

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第5号「農地台帳登録願について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第5号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件申請がございました。

本件は農地法第4条第1項第7号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、駐車場でございます。

以上でございます。

議長  
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8番  
(大口 貴司君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長  
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、9件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(井上ひとえ君)

それではご説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、9件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番、7番、8番が一般住宅、申請番号2番、3番、4番、5番、9番が分譲住宅、申請番号6番が資材置場、分譲住宅でございます。

以上でございます。

議 長  
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、2番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませぬか。

はい、比留間委員。

7 番  
(比留間孝明君)

3番、4番、5番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(加藤 武君)

はい、峰岸委員。

3 番  
(峰岸 豊君)

6番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(加藤 武君)

はい、宮崎委員。

6 番  
(宮崎 義憲君)

7番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(加藤 武君)

8番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませぬか。

はい、山田委員。

4 番  
(山田 伸一君)

9番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長  
(加藤 武君)

他にございませぬか。

委員  
議長  
(加藤 武君)

なし。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。  
以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして、第8回総会を終了いたします。  
大変お疲れ様でした。

午後4時36分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和5年8月15日

会長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩